

ごみ処理恵庭モデル検討会設置要綱

令和3年10月14日市長決裁

(設置)

第1条 市民・事業者・市が協力して、ごみの減量化、資源化に取組み、ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまちを、総合的な観点から実現するため、(仮)ごみ処理恵庭モデル検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、効率性や経済性に総合的な観点から着目し、市民・事業者・市が協力して、恵庭のごみ処理体制の最適化を図るため、意見交換、検討し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 検討会は、有識者、一般公募及び市内の市民団体、事業者団体から推薦された委員をもって組織する。

2 検討会の構成員は、10名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 1 会長及び副会長は委員が互選する。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、検討会を招集し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 1 市は事務局として会議の内容を会議録により作成する。
- 2 市は事務局として資料、情報等の提供並びに担当職員を派遣する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、恵庭市生活環境部廃棄物管理課に置く。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員への謝礼として、会議出席1回につき 6,000 円を支払い、会議場所までの旅費相当を費用弁償として支払う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月14日から実施する。
- 2 この要綱は、市長に提言書が提出された日をもって、その効力を失う。

